

建築各種申請べんり帳

1. 所管課等

1	建築確認 検査関係 (※①②)	日高市 都市整備部 都市計画課	TEL	042-989-2111
		〒350-1292	FAX	042-985-3371
		日高市大字南平沢1020番地	E-mail	tosikeikaku@city.hidaka.lg.jp
	建築確認 検査関係 (※①②以外)	埼玉県川越建築安全センター	TEL	049-243-2746
		〒350-1124	FAX	049-243-3561
		川越市新宿町1-17-17 ウエスタ川越 4階	E-mail	r4321021@pref.saitama.lg.jp
2	開発許可 適合証明	日高市 都市整備部 都市計画課	TEL	042-989-2111
		〒350-1292	FAX	042-985-3371
		日高市大字南平沢1020番地	E-mail	tosikeikaku@city.hidaka.lg.jp
3	消防法	埼玉西部消防組合 飯能日高消防署	TEL	042-973-9119
		〒357-0015	FAX	042-974-7213
		飯能市大字小久保291番地	E-mail	お問い合わせフォームより
4	道路 河川	飯能県土整備事務所	TEL	042-973-2281
		〒357-0021	FAX	042-973-2286
		飯能市双柳75	E-mail	お問い合わせフォームより
		日高市 都市整備部 建設課	TEL	042-989-2111
		〒350-1292	FAX	042-985-3371
		日高市大字南平沢1020番地	E-mail	kensetu@city.hidaka.lg.jp

- ※ 建築確認・検査関係の範囲
- ①-1 建築基準法第6条第1項第2号のうち、**木造**建築物で、以下の条件を全て満たすもの（知事の許可を必要とするものを除く）

 - ・地階を除く階数が2以下
 - ・延べ面積300㎡以下
 - ・高さ16m以下

①-2 建築基準法第6条第1項第3号の建築物（知事の許可を必要とするものを除く）

② 建築基準法施行令第138条の工作物のうち、以下のもの（いずれも、①以外の敷地内に築造するものを除く）

 - ・高さが6mを超え10m以下の煙突
 - ・高さが4mを超え10m以下の広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、その他これらに類するもの
 - ・高さが2mを超え3m以下の擁壁

2. 適用される各種条例等

1	建築基準法関係	・埼玉県建築基準法施行条例 ・埼玉県建築基準法施行細則 ・埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例 （埼玉県建築物バリアフリー条例） ・日高市建築基準法施行細則
2	都市計画法関係	・日高市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例・条例施行規則 ・日高市開発行為等指導要綱
3	その他	・日高市後退道路等整備要綱（建設課）

3．設計に用いる条件

1	垂直積雪量	30cm
		ただし、H12告示1455号第2の式（※）により算出した数値が30cmを超える場合は、当該数値 （※） 垂直積雪量（m）＝0.0005 × 標高（m） ＋ 0.28 〔目安〕 32cm（庁舎の標高 73m）
2	地表面粗度区分	Ⅲ（H12建設省告示1454号第1）
3	基準風速（Vo）	30m/秒（H12建設省告示1454号第2）
4	庁舎所在地の緯度経度	東経 139° 21′ （参考値：設計における緯度経度を指定するものではありません） 北緯 35° 54′ （参考値：設計における緯度経度を指定するものではありません）
5	日影規制の注意点	新築・増築を問わず、市街化調整区域（容積率50%,80%,100%,200%,300%の区域に限る）に日影を生じさせる場合も、日影規制がかかります。 必ず周辺の市街化調整区域の容積率を確認 してください。 都市計画図の購入及び閲覧：日高市 都市計画課 計画推進・企業誘致・住宅政策担当（本庁舎3階） 都市計画図の販売について

4．区域の指定

1	建築基準法 法22条の指定区域	市街化区域全域（防火・準防火地域除く）								
2	建築基準法第49条に 基づく特別用途地区	根拠条例	なし							
		問い合わせ	日高市 都市整備部 都市計画課（049-989-2111）※代表（直通電話なし）							
		<table><tr><th>区域</th><th>主な締結事項</th></tr><tr><td>なし</td><td>なし</td></tr></table>			区域	主な締結事項	なし	なし		
区域	主な締結事項									
なし	なし									
3	建築基準法第57条の 5に基づく高層住居 誘導地区	問い合わせ	日高市 都市整備部 都市計画課（049-989-2111）※代表（直通電話なし）							
		<table><tr><th>種類</th><th>適用区域</th><th>建蔽率の最高限度</th></tr><tr><td>なし</td><td>なし</td><td>なし</td></tr></table>			種類	適用区域	建蔽率の最高限度	なし	なし	なし
種類	適用区域	建蔽率の最高限度								
なし	なし	なし								
4	建築基準法第58条に 基づく高度地区	問い合わせ	日高市 都市整備部 都市計画課（049-989-2111）※代表（直通電話なし）							
		<table><tr><th>種類</th><th>適用区域</th><th>高さの最高限度</th></tr><tr><td>なし</td><td>なし</td><td>なし</td></tr></table>			種類	適用区域	高さの最高限度	なし	なし	なし
種類	適用区域	高さの最高限度								
なし	なし	なし								

5	建築基準法第59条に基づく高度利用地区	問い合わせ 日高市 都市整備部 都市計画課（049-989-2111）※代表（直通電話なし） <table><tr><th>地区</th><th colspan="2">容積率の最高限度/最低限度</th></tr><tr><td rowspan="5">なし</td><td colspan="2">なし</td></tr><tr><td>建蔽率の最高限度</td><td>建築面積の最低限度</td></tr><tr><td>なし</td><td>なし</td></tr><tr><td colspan="2">壁面の位置制限</td></tr><tr><td colspan="2">なし</td></tr></table>	地区	容積率の最高限度/最低限度		なし	なし		建蔽率の最高限度	建築面積の最低限度	なし	なし	壁面の位置制限		なし	
地区	容積率の最高限度/最低限度															
なし	なし															
	建蔽率の最高限度	建築面積の最低限度														
	なし	なし														
	壁面の位置制限															
	なし															
6	建築基準法第60条に基づく特定街区	問い合わせ 日高市 都市整備部 都市計画課（049-989-2111）※代表（直通電話なし） <table><tr><th>街区</th><th>容積率の最高限度</th></tr><tr><td rowspan="5">なし</td><td>なし</td></tr><tr><td>高さの最高限度</td></tr><tr><td>なし</td></tr><tr><td>壁面の位置制限</td></tr><tr><td>なし</td></tr></table>	街区	容積率の最高限度	なし	なし	高さの最高限度	なし	壁面の位置制限	なし						
街区	容積率の最高限度															
なし	なし															
	高さの最高限度															
	なし															
	壁面の位置制限															
	なし															
7	建築基準法第68条の2に基づく地区計画	根拠条例 武蔵高萩駅北地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例 問い合わせ 日高市 都市整備部 都市計画課（049-989-2111）※代表（直通電話なし） <table><tr><th>地区整備計画区域</th><th>条例で定めている主な事項</th></tr><tr><td>武蔵高萩駅北地区地区計画区域</td><td>容積率最高限度・建ぺい率最高限度</td></tr><tr><td>旭ヶ丘松の台地区地区計画区域</td><td>用途、敷地面積の最低限度、壁面位置、高さの最高限度、垣又は柵の構造、緑化率の最低限度</td></tr></table>	地区整備計画区域	条例で定めている主な事項	武蔵高萩駅北地区地区計画区域	容積率最高限度・建ぺい率最高限度	旭ヶ丘松の台地区地区計画区域	用途、敷地面積の最低限度、壁面位置、高さの最高限度、垣又は柵の構造、緑化率の最低限度								
地区整備計画区域	条例で定めている主な事項															
武蔵高萩駅北地区地区計画区域	容積率最高限度・建ぺい率最高限度															
旭ヶ丘松の台地区地区計画区域	用途、敷地面積の最低限度、壁面位置、高さの最高限度、垣又は柵の構造、緑化率の最低限度															
8	建築基準法第69条に基づく建築協定	根拠条例 日高市建築協定条例 問い合わせ 日高市 都市整備部 都市計画課（049-989-2111）※代表（直通電話なし） <table><tr><th>区域</th><th>主な締結事項</th></tr><tr><td>なし</td><td>なし</td></tr></table>	区域	主な締結事項	なし	なし										
区域	主な締結事項															
なし	なし															
9	建築基準法第86条に基づく一団地認定	<table><tr><th>地名地番</th><th>団地名</th><th>備考</th></tr><tr><td>日高町大字下鹿山字稲西494外</td><td>こま川団地</td><td></td></tr><tr><td>日高市大字上鹿山字庚塚689番1外96筆</td><td>日高配車センター</td><td></td></tr></table>	地名地番	団地名	備考	日高町大字下鹿山字稲西494外	こま川団地		日高市大字上鹿山字庚塚689番1外96筆	日高配車センター						
地名地番	団地名	備考														
日高町大字下鹿山字稲西494外	こま川団地															
日高市大字上鹿山字庚塚689番1外96筆	日高配車センター															
10	建築基準法施行令第80条の3に基づく特別警戒区域	1.土砂災害防止法に基づく区域指定 2.埼玉県河川砂防課ホームページ 域指定の関係図書は、飯能県土整備事務所及び日高市都市計画課にて閲覧できます。														

11	都市計画法第58条の2に基づく地区計画（建築基準法第68条の2に基づくものを除く）	問い合わせ 日高市 都市整備部 都市計画課（049-989-2111）※代表（直通電話なし）	
		地区計画	地区整備計画で定める主な事項
		西武飯能日高団地地区	建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限、最高高さ制限、建築物等形態・意匠の制限、垣・柵の構造制限
		日高団地中央通地区	なし
		武蔵台団地地区	建築物用途制限、容積率最高限度、最低敷地面積、壁面位置制限、最高高さ制限、垣・柵の構造制限、建築物等形態・意匠の制限
		高麗川駅西口地区	建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限、最高高さ制限、垣・柵の構造制限
		寺脇地区	建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限、垣・柵の構造制限
		武蔵高萩駅北地区	建築物用途制限、容積率最高限度、公共施設の整備状況に応じた容積率最高限度、地区整備計画の特性に応じた容積率最高限度、建ぺい率最高制限、最低敷地面積、壁面位置制限、垣・柵の構造制限
		東急こまがわ第三地区	建築物用途制限、容積率最高限度、建ぺい率最高限度、最低敷地面積、壁面位置制限、最高高さ制限、建築物等形態・意匠の制限、垣・柵の構造制限
		明婦地区	建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限、建築物等形態・意匠の制限、垣・柵の構造制限
		上鹿山地区	建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限
		旭ヶ丘松の台地区	建築物の形態又は色彩その他意匠の制限
12	景観法第81条に基づく景観協定区域	問い合わせ 日高市 都市整備部 都市計画課	
		区域	主な締結事項
		なし	なし
13	都市計画区域編入時期	日高市（旧日高町） 昭和41年12月28日	都市計画図
14	省エネルギー基準地域区分	問い合わせ 日高市 都市整備部 都市計画課	
		市町村名	地域区分
		日高市	5地域

5. 適合証明の要否

1	都市計画法施行規則	都市計画区域（市街化区域）	開発区域の敷地面積 500㎡以上
	第60条の規定に基づ	都市計画区域（市街化調整区域）	全域
	く適合証明	都市計画区域（非線引き区域）	—
	必要	都市計画区域外	—

6. その他の届出等

届出等		対象		時期	提出先
1	高層建築物等の 防災計画	高さ31mを超える建築物 建築基準法施行令第147条の2各号に掲げる建築物		確認申請の前まで	県建築安全課
2	建築物省エネ法	適合性判定申請	すべての建築物（平屋建てかつ200㎡以下の建築物（※4）を除く）	※3	※1 又は 登録省エネ判定機関
		性能向上計画認定申請	誘導基準（容積率特例）認定を希望する場合	認定を受ける目的により異なる	※1
3	建築物環境配慮制度 （CASSBEE埼玉 県）	床面積が2,000㎡以上の建築物		工事着工の21日前まで	川越建築安全センター
4	福祉のまちづくり条 例	特定生活関連施設に該当する場合		工事着工の30日前ま で	日高市 都市整備部 都市計画課 （経由事務のみ）
5	建設リサイクル法	解体工事で床面積が80㎡以上 新築・増築等で床面積500㎡以上ほか		工事着工の7日前まで	※1 ただし、土木工事等は 川越建築安全センター
6	長期優良住宅	認定を希望する場合		工事着工の前まで	※1
7	低炭素建築物新築等 計画	認定を希望する場合		工事着工の前まで	※2
8	埼玉県景観条例	区域ごとに一定規模を超える建築物・工作物等		工事着工の30日前ま で	日高市 都市整備部 都市計画課
9	埼玉県屋外広告物条 例	屋外広告物を掲出する場合		工事着工の前まで	日高市 都市整備部 都市計画課
10	埼玉県中高層建築物 の事業報告	区域ごとに一定規模を超える建築物等		確認申請の前まで	日高市 都市整備部 都市計画課 （経由事務のみ）
11	ふるさと埼玉の緑を 守り育てる条例	敷地面積1,000㎡以上		確認申請の前まで	西部環境管理事務所

※ 各種届出は、適用除外となる場合があります。詳しくは、提出先までお問合せください。

※1 (一)下記に掲げる建築物 ： 日高市 都市整備部 都市計画課

- ◇建築基準法第6条第1項第2号のうち、木造建築物で、以下の条件を全て満たすもの（知事の許可を必要とするものを除く）
- ・地階を除く階数が2以下

・延べ面積300㎡以下

・高さ16m以下

◇建築基準法第6条第1項第3号の建築物（知事の許可を必要とするものを除く）

(二)上記以外の建築物 ： 川越建築安全センター

※2 (※1(一))の建築物 ： 日高市 都市整備部 都市計画課
(※1(二))の建築物 ： 埼玉県 建築安全課（TEL 048-830-5519）

※3 適合性判定通知書の原本または写しを、建築確認申請書に添付する必要があります。

※4 建築基準法第6条第1項第3号に掲げる建築物